平成２７年（フ）第１０１０号
京都市山科区上花山桜谷１番地２　パデシオン山科夢ケ丘410号
債務者　瀧野　育子
1　決定年月日時　平成27年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１０１１号
京都市西京区嵐山茶尻町30番地３
債務者　廣瀬　　渚
1　決定年月日時　平成27年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１０１２号
京都市南区上鳥羽南花名町５番地　ローズコート花名101号
債務者　中村　　豪
1　決定年月日時　平成27年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１２３号
北海道登別市幌別町５丁目12番地５
債務者　川田　千春
1　決定年月日時　平成27年11月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月20日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２７年（フ）第１２４号
北海道虻田郡洞爺湖町清水53番地６　清水団地２号棟304号
債務者　川上ひろ子
1　決定年月日時　平成27年11月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月20日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２７年（フ）第２１９８号
大阪市住之江区南加賀屋２丁目２番39―101号、前住所堺市堺区南安井町６丁２番８号
債務者　大岩　　真
1　決定年月日時　平成27年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３６１０号
大阪市東淀川区豊里１丁目１番15―606号
債務者　中野　祐樹
1　決定年月日時　平成27年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３８２８号
大阪府豊中市曽根東町３丁目４番１号
債務者　兼山　暁美
1　決定年月日時　平成27年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３８３７号
大阪府門真市宮前町６番16号
債務者　大野耶壽博
1　決定年月日時　平成27年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４２８４号
大阪市西成区岸里東２丁目11番10号コートエクシブ302号
債務者　善茂砂正好
1　決定年月日時　平成27年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４３１５号
大阪市西区立売堀５丁目４番38―402号
債務者　大垣　安正
1　決定年月日時　平成27年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４５１６号
大阪市旭区生江１丁目９番３号、前住所愛知県岡崎市小呂町字２丁目87番地２（小呂ハイツ105）
債務者　迫田　信二
1　決定年月日時　平成27年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４６８４号
大阪市生野区小路３丁目６番17号　岩井文化103号、前住所大阪市生野区中川東２丁目７番３号
債務者　石井　　清
1　決定年月日時　平成27年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４７１５号
大阪府高槻市富田町５丁目20番18―302号
債務者　西田　初恵
1　決定年月日時　平成27年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２３１号
香川県高松市屋島西町2105番地24　アルファパーク屋島３番705
債務者　川村　洋子（旧姓紀ノ崎）
1　決定年月日時　平成27年11月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月20日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第３４４号
沖縄県那覇市繁多川１丁目16番30―904号　県営繁多川高層住宅
債務者　大城　良司
1　決定年月日時　平成27年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月21日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第３４９号
沖縄県那覇市西２丁目20番５―603号　琉食本社ビルマンション
債務者　松山　裕樹
1　決定年月日時　平成27年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月21日まで
那覇地方裁判所民事第３部